

参 与

委員の皆様、おはようございます。
稲刈り等でお忙しい中、お集まりいただき大変ありがとうございます。
総会に入る前に、議案の訂正をお願いしたいと思います。
農地法第3条の12番、協和地域の案件でございますが、諸般の事情により取り下げがございましたので、欠番とさせていただきます。
なお、説明については、その次の13番を説明案件とさせていただきますので、ご了承ください。
それに伴い、説明案件のほうについての順序も、協和12番となっておりますが、13番でよろしくお願いたしたいと思います。

参 与

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時30分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

どうもありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。
欠席の届け出が6番、佐々木忠永委員、10番、伊藤又エ門委員、13番、石山礼蔵委員から出されております。また、22番の長澤信徳委員は多少おこなっているようでございます。ただいまの出席者は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
また、今回は農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件に関連し、担当の井上農地利用最適化推進委員が出席の予定ですが、多少おこなっているようでございますので、ご報告申し上げます。
それでは、私から、9月7日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
業務報告書をごらんいただきたいと思います。
9月7日には、第3回農業委員会総会を委員22名、最適化推進委員3名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。
9月11日には、県南地区農業委員会会長、会長職務代理者、事務局長会議を大曲プラザつつみで開催し、会長、会長職務代理者、事務局が出席しております。内容については、平成30年度の農業委員会系統組織の調整と予算について、農業委員会大会について、収入保険制度についてなどの研修でございました。特に、収入保険制度については、今後のスケジュールや具体的な資金について、NOSA I秋田の担当者から説明をいただいております。また、終了後、県南地区農業委員会会長会の第2回総会が開催され、会長、事務局が出席しております。
9月13日には、岩手県一関市農業委員会の視察来訪があり、会長、事務局が対応しております。内容については、主に改正農地法に伴う新農業委員会組織への移行についての研修でございました。
9月15日には、広報専門委員会が委員8名の出席をいただき、神岡支所2階、情報活動室において開催しております。
9月25日には、秋田県農業会議の第17回常設審議委員会が秋田市のアキタパークホテルで開催され、事務局が出席しております。内容については、農地法4条、5条の諮問案件に係る審議でございます。なお、常設審議委員会では、会長が出席する予定でございましたが、所用があり出席してはございません。
9月26日には、秋田市のルポールみずほにおいて、農地利用最適化交付金に関する

売買価格は総額〇〇〇〇〇で、1平米当たりには割り返しますと〇〇〇〇〇〇となります。

農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地であることから、第1種農地に区分されますが、農地法施行規則第33条第4項により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第5条第2項第3号及び第4号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、4番及び5番の2案件は、7月7日開催の第8回大仙市農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

- | | |
|--------------|---|
| 議 長 | 事務局からの説明が終わりました。
これより、現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件1番についてお願いします。 |
| 伊藤(隆)
委 員 | 4番、伊藤でございます。
先月の9月21日にですが、事務局と現地を確認しました。
先ほどの事務局の説明のとおりであります。
よろしくご審議をお願いいたします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。
案件2番についてお願いします。 |
| 判田委員 | 14番、判田です。
2番の案件につきまして、9月21日、この大曲分室の関係者の方と同行いたしまして、現地調査いたしました。
今後、転用の現地は農業用の施設がありますが、変えるとの協議と同時でありますので、何ら問題ないことを報告いたします。
以上です。 |
| 議 長 | ありがとうございます。
案件3番についてお願いします。 |
| 渡邊委員 | 18番、渡邊です。
先般、事務局と確認に参りました。
図面見てわかるとおり、飯田線のところでありまして、その周辺いろんな建物ができていくところでもあります。現在の田んぼは、まだ荒地状態ですけれども、何とかしたいというようなことを話していますけれども、ようやくと形になりました。そういった状態でもあります。
また、周りにつきましても、農業関係に対する何らかの弊害はないと確認してまいりましたので、よろしくお願いします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。
案件4番についてお願いします。 |
| 小松委員 | 12番、小松でございます。
板見内〇〇〇の現場のほう、10月3日、関係者之行って確認してまいりました。
周辺の水路、農地等には全く問題ございませんので、事務局のとおりでございます。
よろしくお願いいたします。 |

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容ですが、説明案件を除き、田で10アール当たり〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇と幅がございます。これも、地域の圃場等の上限や契約者双方の意向を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。
- 議 長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。
- 参 与 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
平成29年10月10日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
- 参 与

39ページをごらんください。

事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市北野目字三条川原61番地、農事組合法人刈和野大綱ファーム、代表理事、高橋博

2番、大仙市金山沢字堤ノ下32番地、農事組合法人金山沢ファーム、代表理事、大友金已知

3番、大仙市九升田字九升田46番地、農事組合法人九升田ファーム、代表理事、進藤秀英

4番、大仙市木原田字長サ田1番地6、農事組合法人木売沢、代表理事、佐々木裕喜

5番、大仙市豊川字田川63番地1、農事組合法人中仙さくらファーム、代表理事、田村誠市。

以上、5法人から報告がありました。詳細につきましては、40ページ以降をごらんねがいます。結果、5法人とも農地所有適格法人の要件を満たしていると判断しております。

- 議 長 次に、報告第2号の「大仙市農業委員会だより第13号について」を広報専門委員長より報告願います。
- 参 与 報告第2号 大仙市農業委員会だより第13号について
大仙市農業委員会だより第13号について、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条の規定により報告する。
平成29年10月10日提出
大仙市農業委員会広報専門委員会 委員長 田口 繁

田口委員長

それでは、私のほうから、農業委員会だより発行について報告いたします。

新体制になって初めての農業委員会だよりということで、皆様のお手元にそろえております第13号です。

10月、市広報とともに各家庭に配布されております。新しい農業委員、それと新たな農地利用最適化推進委員の皆様の顔写真入りでございます。こちらを配布させていただいております。

私を含めて10名の広報委員の方々、3回にわたりまして委員会を開催しまして、発行にこぎつけました。大変ご苦労さまでございました。

この後も、年に2回ずつの発行でございます。今後、充実した紙面にするために、委員の皆様方の情報提供、そしてご意見を参考にしながら、一応広報はここでつくり続けていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

以上です。

議長 以上、報告といたします。

議長 これで、本日の日程は全て終了しました。
そのほか、事務局から何かありませんか。
佐々木参事。

参与 最初に、全国農業新聞の購読拡大についてです。
農業委員、推進委員になられた方々から、多数新規申し込みをいただきまして、ありがとうございます。
ただ、若干名の未購読の方が残っているようですので、引き続きのご購読していただくようお願いいたします。
それから、今回、議案書とともに、皆様にお届けしたものが3つあります。秋田県施政への要望書と、農業委員大会、交流懇談会の参加についてと、農業委員大会提出議案に対する質疑の3つです。
1つ目は、前回総会で足達委員からお尋ねがありました秋田県都市農業委員会会長会が8月25日に秋田県知事に提出しました要望書ですので、ごらん願います。
2つ目は、秋田県種苗交換会期間中の11月2日に由利本荘市で開催される秋田県農業委員大会と、帰ってきてからの交流懇談会のご案内です。
訂正ですが、大曲エンパイアホテルでの交流懇談会の開始時刻が午後5時となっておりますが、午後5時半からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。繰り返し申し上げます。交流懇談会は午後5時半からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
欠席と乗車数について、事務局または各分室で早目にご連絡をお願いいたします。
3つ目の秋田県農業委員大会の提出議案についてですが、目を通していただいた上で、ご意見のある方は別紙用紙に記入して提出をお願いいたします。
以上ですので、よろしくお願いいたします。

参与 それから、私のほうから皆様にお願ひ、ご報告申し上げたいと思ひます。
初めに、組織の体制につきましてですけれども、最初の総会時に農業委員会の組織体制や役割について説明させていただきましたけれども、書面でお示しはしていませんでしたので、今回皆様にご総会の議案書と一緒に事前配付させていただきましたので、参考にしていただければ大変ありがたいと思ひます。
なお、初めてのケースでございますので、多少不備があるかもしれませんが、不明な点については事務局へご連絡いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、前回の総会について、総会時に齋藤委員のほうからご質問等がございました。それから前々回からの売買金額の情報をということで、齋藤委員からの要望もありますので、それについて多少説明させていただきたいと思います。

売買金額の情報については、1件ごとの情報は多種多様でございますので、詳細については明示できませんが、平成24年から地区別売買状況を、面積要件なし、それから30アール以上、11反歩以上の圃場に分けて集計したものを、今回皆様に配付させていただきました。地区別になっていると思います。今後の参考にして相談を受けていただければ、大変ありがたいと思います。

ただし、以前にもお話ししましたが、売買、それから賃貸借等、農地に関する相談につきましては、内容が1件ごとに違うと思いますので、売買金額や賃借料等については、ご相談を受けました委員の方々のご判断、それから農業委員会事務局へお聞きしながら、相談しながら決めていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから次に、砂利採取の取り扱いの件でございます。前回の総会時に質問された件で、明確な答えを出していなかったものですが、今回、以前の総会で、以前という平成23年ですが、仙北地域のドイ委員のほうから同じような質問が多々ありましたので、その件についてお話ししたものを引用して、今回皆様にお配りしてございます。

齋藤委員の質問についてというこのレジュメでございますが、質問の1については、掘削時について周辺への影響はということをご心配されていると思います。そのときにお答えしましたのが、砂利採取後では10メートルになっていると、しかし大仙市では中仙地域のように地下水の関係から、住民の生活に影響をおよぼすような場合は5メートルに規制している場所もありますよと。ただ、これについては砂利採取計画に対する要請を19年に大仙市長から出して承認されております。また、5メートル以内でも、低いところにも井戸等がございますので、その場合はケース・バイ・ケースでありますので、業者さんと話し合いの上、5メートルじゃなくて3メートルで実施してくれというふうなケースがあると聞いております。

いずれにしても、砂利採取の場合は周辺への十分な配慮をすべきだということをご最終的に言ったところでございます。

それから、申請地の許可時の懸念でございますが、砂利採取をした段階で、周辺への影響はどうかということでございます。これにつきましては、農地法と、それから砂利採取法のそもそもの手続の問題もでございます。砂利採取法が農地以外の場合は、砂利採取法だけで完結するものでございます。ただ、農地については、必ず農業委員会の許可が必要だということで、手続を2つ踏まなければならないということでもあります。双方が最初から許可できないような、砂利採取法で許可できないような部分については、うちのほうに提出していただいても、砂利採取法19条でだめだということはおうちのほうでもだめですので、受け付けはしていません。その部分については、うちのほうでは、大仙市では道路河川課と相談してございますので、その部分についてここに明記してございます。

ただ、砂利採取法の中で、ある程度、こちらのほうでも許認可の申請等について、できる限り資料は集めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここに書いてあるとおりでございますので、今後とも砂利の採取の案件は、多々出てくるかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

まず、極端に言いますと、仮に砂利採取を実施したことによって、周辺の水環境等が変化し、周辺住民に不利益が生じた場合に、どのようなことがあるかということでございますが、原因につきましては農業委員会が許可したことが主原因ではございません。主原因そのものについては、砂利採取法による認可の段階で論ずべきものだと思っておりますので、この農業委員会の側では、農業委員会法に照らした許可をするべきだと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、次に、前回、足達委員の提案について、3点ほどございました。

1点については、会長が都市会長会に行つて県知事へ要望書を提出したもののついで明示して、見たいということでございましたが、それにつきましては、先ほどうちのほうの佐々木参事が、既に皆様のお手元に要望書の内容をお渡ししていると思ひますので、割愛させていただきます。

次に、事業報告時に各種会議に出席したときの会議の重要な案件とポイントになる事案などがあつたらお聞かせ願ひたいということでございました。各会議において、委員の皆様にとりまして参考になる議題やポイントなどがありましたら、説明できる範囲でできるだけ説明していくように努めますので、よろしく願ひたいと思ひます。

それから、議事録の公開をネット上でも開示してはどうかということでございますが、前回の総会で役員会に諮りながら対処していく旨、説明しておりましたが、ただいま各市や町の公開状況を参考にしながら資料を作成している最中でございます。今後、役員会を開催して方向性を決めていく予定でございますので、もう少しお待ちいただければ幸いだと思ひますので、よろしく願ひします。

以上でございます。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。
渡邊委員。

渡邊委員

交換会の参加というか、県の委員会の大会だけれども、由利の岩谷のところから、前回大会で言つてたんですが、町の中だけなので、この町全員行けば64人に事務局入れれば77人にもなるような大所帯の皆様方をシャトルバスで行動するというのは、大変気の毒なんだよ。なので、時間をちゃんと設定して、ここに何時に集まれというような指示をしてくれれば、ほとんど間違いなく来るにいいかなと思ふので、シャトルバスで行つても、ほとんど機械会場と主会場には来なく、どこそこ目当てに来ると思つて、それでかなり乗せてくる人というのは、委員の皆様だけなんだと思ふんです。ましてや、バスの入り口というのは限られてくるというふうには私と思ふんですよ。

なので、どうか行つたらすぐ駐車場を確保して、何時何分までここに来いよというような集まり方、そういったちょっと工夫して行くような形をとつてくれれば良いんですが、それにおくれた場合はあとは何ともならないと思ふので、理由あつたっておくれたわという場合は何ともならないんだけど、何かそういった配慮をしてもらえれば、初めて来た人たちも、初めてであるような推進委員の方々、あれは農業委員のほうでも、初めて参加する方もいると思ひますので、そういった配慮も何とか願ひできないのかなというふうには思ひます。

議 長

局長、願ひします。

参 与

たしか、大型バスの駐車場そのものが、大内の機械会場のそばだつたと思ふんです。それで、今、渡邊委員の言つたように、もしできればそのようにさせていただきたいと思ひますが、ただカダレのところは駅から真つすぐのところ、ちょっと繁華街のど真ん中にあるところなんです。それで、そこに駐車スペースがあるからというか、農業委員さんをおろす等のスペースは多分あると思ふんですが、そこら辺の混雑具合のほう、由利本荘市のほうへ行つてきながら、ちょっと対処させていただければ何とかしたいと思ひます。まだ明確なところ、ちょっと出せませんので、よろしく願ひします。

渡邊委員

まず十分考慮して下さい。

議 長

ほかにありませんか。

議 長

(なしの声)

ないようですので、以上をもちまして第4回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

(午前10時26分 閉会)